

一般勘定の議決権行使への取組みについて

1. 議決権行使にあたっての基本的な考え方

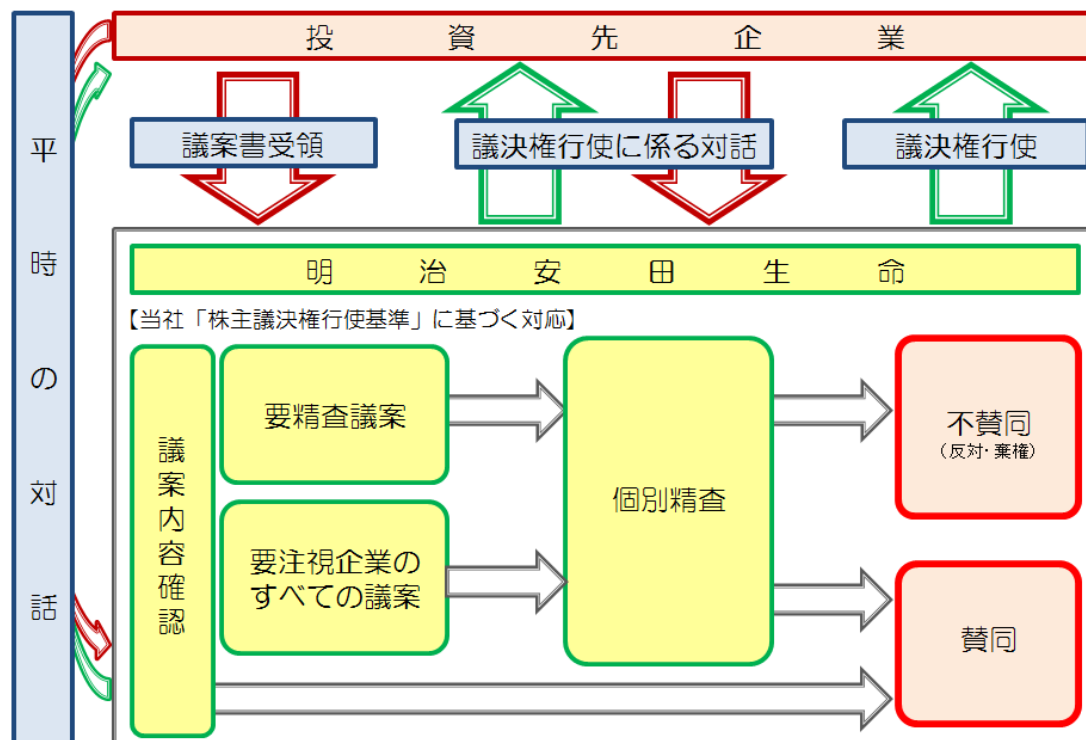
- 当社は投資先企業に、長期的な企業価値の向上を通じた株主利益の拡大、および、その前提となるコーポレートガバナンスが十分機能した経営の遂行を求めます。
- 経営手法やコーポレートガバナンスの形態等については、その企業の独自性等を尊重することを基本としていますが、株主利益向上への取組みやコーポレートガバナンスの態勢・機能に問題があると考えられる企業については、企業との積極的な対話や株主議決権の適切な行使を通じて、長期的な観点からの企業価値および株主利益の向上に資する取組みを要望することとしています。
- 株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案、株主利益を毀損する可能性があると考えられる議案に対しては、株主として必要な働きかけや意思表示等を行いません。
- 特に『『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>』が対象とする国内上場株式については、平時からの企業との対話などをふまえて議決権行使を行いません。

2. 議決権行使のプロセス

個別議案の議決権行使にあたっては、前項の基本方針に従い、当社のルールに基づいて実施します。

- (1) 投資先企業すべての議案内容を確認して精査を要する議案(後述3. 参照)を選定するとともに、企業業績・財務状況の推移、株主への利益還元姿勢、コンプライアンス態勢等に問題があると考えられる企業(後述4. 参照)については、「要注視企業」として全議案の精査を行いません。
- (2) 精査を行なう議案については、必要に応じて問題の背景や今後の対応等について、企業との対話を実施します。
- (3) 上記のプロセスを経たうえで、平時における対話の内容や企業の改善に向けた取り組みの状況などもふまえながら、最終的な賛否判断を行いません(以下の図参照)。

《議決権行使プロセス(イメージ)》



3. 「要精査議案」について

当社では、すべての議案につき適切な議決権行使を行なうことを前提としますが、企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案や株主利益を毀損する可能性があると判断された議案については、「要精査議案」として内容を精査のうえ賛否を判断します。主な要精査議案および各議案における賛否の判断基準は以下のとおりです。

《主な要精査議案および賛否の判断基準》

議案名	判断基準
(1)取締役選任	ア. 上場企業において在任役員含め <u>独立役員としての届出がある(または、証券取引所が定める独立性基準を満たす)</u> 社外取締役が1名以上選任されているか。東証一部・二部、名証一部・二部上場企業において、社外取締役が複数名選任されているか イ. 上場企業において再任となる社外取締役の前事業年度の取締役会への出席率が一定比率(75%)を下回っていないか。また、監査等委員(監査委員)である社外取締役については、前事業年度の監査等(監査)委員会における出席率が一定比率(75%)を下回っていないか
(2)監査役選任	ア. 上場企業において再任となる社外監査役の前事業年度の取締役会および監査役会への出席率が一定比率(75%)を下回っていないか イ. 上場企業において独立役員として届出がある <u>(または、証券取引所が定める独立性基準を満たす)</u> 社外監査役が1名以上選任されているか

議案名	判断基準
(3)退職慰労金・弔慰金贈呈	<p>ア. 上場企業において社外監査役が贈呈対象者に含まれていないか</p> <p>※退職慰労金・弔慰金制度廃止に伴う打切り支給は原則賛成</p>
(4) 募集株式の発行、株式第三者割当による増資	<p>ア. 発行価格が公正な価格であるか</p> <p>イ. 大量発行による過度な株式価値希釈化の恐れはないか</p>
(5) 合併、事業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、株式分割	<p>ア. 合併比率、譲渡価額、割当比率、移転比率等につき中立的な第三者による算定根拠が示されているか</p>
(6)ストックオプション	<p>ア. 権利行使価格が公正な価格であるか</p> <p>イ. 権利行使による過度な株式価値希釈化の恐れはないか (当該発行分が発行済株式総数の10%超、または、当該発行分が同3%超かつ累積で15%超ではないか)</p> <p>ウ. 付与対象者に監査役もしくは社外の第三者が含まれていないか</p>
(7)業績連動型株式報酬	<p>ア. 過度な株式価値希釈化の恐れはないか(当該付与分が発行済株式総数の10%超、または、当該付与分が同3%超かつ累積で15%超ではないか)</p> <p>イ. 付与対象者に監査役もしくは社外の第三者が含まれていないか</p>

議案名	判断基準
(8)買収防衛策導入・ 継続	<p>ア. 買収防衛策導入・継続につき十分な説明があるか</p> <p><u>イ. 独立役員としての届出がある(または、証券取引所が定める独立性基準を満たす)社外取締役が複数名選任されているか</u></p> <p>ウ. 一定の独立性を確保していると認められる者により構成される独立委員会(特別委員会)が設置されているか</p> <p>エ. 定期的に株主総会で継続是非を問う機会があるか</p> <p>オ. 買収者に割り当てられた新株予約権につき、企業側が金員等の経済的対価を交付して取得することはないか</p>
(9)特定株主からの 自己株式取得	<p>ア. 取得価格が公正な価格であるか</p>
(10)一般財団法人 等に対する自己株式 処分	<p>ア. 過度な株式価値希釈化の恐れはないか(処分する株式数が発行済株式総数の3%超ではないか)</p> <p>イ. 処分される自己株式について、会社の意向が議決権行使に反映されないか</p>
(11)株主提案	<p>ア. 株主の利益が損なわれないかどうか</p>

(注)二重下線の基準については2018年12月より適用開始します

4. 「要注視企業」について

当社では、株主利益の向上への取組みやコーポレートガバナンスの態勢・機能に問題があると考えられる企業については、要注視企業としてすべての議案について精査を行ないます。

《要注視とする企業の事例と主な議案への対応方針》

要注視企業	主な議案への対応方針
(1) 上場企業のうち5期連続で資本効率(ROE)が3%を下回り、かつ過去5年間の株価騰落率が東証株価指数および東証業種別株価指数の騰落率を50ポイント超下回る企業	<p>ア. 【取締役選任議案】については、在任期間が長期(6年以上)にわたる再任候補者がいる場合、ROE目標設定の有無や改善に向けた取組み等を確認し、今後の改善の見通しなどをふまえて賛否を判断</p> <p>イ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【買収防衛策】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>
(2) 上場企業のうち株主還元が不十分とみなされる企業(自己資本比率が50%以上、かつ配当性向が3期連続で15%を下回っている企業)	<p>ア. 【剰余金処分議案】については、資金使途、自社株買いの状況、ROE水準などをふまえて賛否を判断(剰余金処分議案が付議されない場合は【取締役選任議案】を精査)</p> <p>イ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>
(3) 3期連続で無配となっている企業	<p>ア. 【取締役選任議案】については、在任期間が長期(6年以上)にわたる再任候補者がいる場合、業績改善や復配の見通しなどをふまえて賛否を判断</p> <p>イ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【買収防衛策】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>

要注視企業	主な議案への対応方針
(4) 3期連続して営業赤字、経常赤字、当期純損失を計上するなど業績不振が継続している企業	<p>ア. 【取締役選任議案】については、在任期間が長期(6年以上)にわたる再任候補者がいる場合、業績改善の見通しなどをふまえて賛否を判断</p> <p>イ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【買収防衛策】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>
(5) 法令違反や反社会的行為の発覚等、コンプライアンス態勢に問題があるとみなされる企業	<p>ア. 【取締役選任議案】、【監査役選任議案】については、以下の場合に反対を検討</p> <p>①責任が重いと判断される人物が候補者である場合</p> <p>②監査役会設置会社における監査役の過半数が独立社外監査役でない場合</p> <p>③指名委員会等設置会社における監査委員、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役の過半数が独立社外取締役でない場合</p> <p>イ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>

5. 議決権行使結果の公表方針

- 議決権の行使結果について、議案の主な種類ごとに整理・集計して当社ホームページにおいて公表しており、また2018年6月行使分からは、投資先企業の各議案に投じた賛否についても公表しています。

以上